

福祉用具の複数貸与が必要と想定される理由

| | 福祉用具の品目 | 理由 |
|----|-------------|--|
| 1 | 車いす | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人又は介護者ではタイヤ等の拭き取りや持ち運びが困難なため、屋内外で併用できない場合 ・ 住環境により屋外用と屋内用でサイズ変更が必要な場合 |
| 2 | 車いす付属品 | 上記理由により、付属品についても複数貸与が必要である場合 |
| 3 | 特殊寝台 | 想定されない |
| 4 | 特殊寝台付属品 | 用具の機能を確保するため必要な場合（サイドレール1組の設置では落下の危険が想定される等） |
| 5 | 床ずれ防止用具 | 想定されない |
| 6 | 体位変換器 | 想定されない |
| 7 | 手すり | 利用者の日常生活範囲において必要な場合 |
| 8 | スロープ | 利用者の日常生活範囲において必要な場合 |
| 9 | 歩行器 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人又は介護者ではタイヤ等の拭き取りや持ち運びが困難なため、屋内外で併用できない場合 ・ 住環境により屋外用と屋内用でサイズ変更が必要な場合 |
| 10 | 歩行補助つえ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人又は介護者ではつえの拭き取りが困難なため、屋内外で併用できない場合 ・ 用具の機能を確保するため必要な場合（本人の状態からつえが2本ないと歩行が安定しない等） |
| 11 | 認知症老人徘徊感知機器 | 利用者の安全確保に必要な数 |
| 12 | 移動用リフト | 想定されない |
| 13 | 自動排泄処理装置 | 想定されない |

※ 上記理由以外での介護給付による複数貸与の可否については、介護・高齢福祉課にご相談ください。